

一般教育訓練給付制度

教習料金の**20%**
が支給されます！

（最大 10万円）



敦賀自動車学校では、一般教育訓練給付制度を利用できる、厚生労働大臣指定講座をご用意しています。

支給要件を満たしており、厚生労働大臣の教育訓練講座を受講し終了した場合、**本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の最大20%（上限10万円）**がハローワークから支給されます。

◆ 支給対象となる方

- ① 現在在職中で、通算3年以上雇用保険に加入されている方。
- ② 過去に3年以上雇用保険に加入しており、離職日の翌日から受講開始日までが1年以内の方。
※ただし①②の場合、初めて教育訓練給付制度を利用される方は、支給要件期間が1年以上あれば要件を満たします。
- ③ 過去に教育訓練給付金を受けたことがある方は、過去の受講開始日以降の支給要件期間が、3年以上にならないと、新たな資格を得ることができません。

◆ 対象となる教習コース（指定講座）

- ・ 中型自動車運転免許課程（準中型5t限定MT免許を保有されている方）
- ・ 中型自動車運転免許課程（中型8t限定MT免許を保有されている方）
- ・ 大型特殊自動車運転免許課程（普通免許を保有されている方）

教育訓練制度の詳細は、当校かハローワークにお問い合わせ下さい。

